

**TRADEMARK ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
------------------	----------------

NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
-----------------------	----------------

CONVEYING PARTY DATA

Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
IDEC IZUMI CORPORATION		11/01/2005	CORPORATION: JAPAN

RECEIVING PARTY DATA

Name:	IDEC Corporation
Street Address:	7-31 Nishimiyahara 1-chome, Yodogawa-ku
City:	Osaka
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	523
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number	Word Mark
Registration Number:	2503450	CCSWITCH

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)857-6395  
*Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.*  
 Phone: 2028576000  
 Email: tmdocket@arentfox.com  
 Correspondent Name: Arent Fox LLP  
 Address Line 1: 1050 Connecticut Avenue, N.W.  
 Address Line 2: Suite 400  
 Address Line 4: Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20036-5339

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	10008-00134
-------------------------	-------------

DOMESTIC REPRESENTATIVE

Name:  
 Address Line 1:  
 Address Line 2:

CH \$40.00 2503450

Address Line 3:

Address Line 4:

NAME OF SUBMITTER:

Charles M. Marmelstein, Reg. No. 25,895

Signature:

/Charles M. Marmelstein/

Date:

04/10/2008

**Total Attachments: 13**

source=100008-00134\_Assignment#page1.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page2.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page3.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page4.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page5.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page6.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page7.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page8.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page9.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page10.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page11.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page12.tif  
source=100008-00134\_Assignment#page13.tif

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

**Verification of Translation**

Mail Stop Assignment Recordation Services  
Director of the US Patent and Trademark Office  
PO Box 1450  
Alexandria, VA 22313-1450

**To the Director of the US Patent and Trademark Office:**

I, Sanae K. Lash, hereby state:

That I am fluent in both English and Japanese, the language of the attached document, and I am a competent translator;

That I translated certain portions of the attached document from Japanese into English; and

That I have compared the original document with the English translation and the English translation is a true, correct, and complete translation of the original documents.

The document for which the attached English translation is being submitted is Chapter 1 of the latest version (dated November 1, 2005) of the Articles of Incorporation.

Signed under penalty of perjury pursuant to the laws of the United States of America on December 8, 2005 at Sunnyvale, California.



Sanae K. Lash

[Translation from Japanese to English]

THE ARTICLES OF INCORPORATION

Chapter 1

Paragraph 1 (Name of Trade)

The name of this corporation shall be IDEC KABUSHIKI KAISHA, and the English designation shall be IDEC CORPORATION.

Dated November 1, 2005  
Signed and sealed by  
Toshiyuki Funaki  
President  
IDEC CORPORATION

TRADEMARK

REEL: 003758 FRAME: 0045

定 款

I D E C 株式会社

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号

TRADEMARK

REEL: 003758 FRAME: 0046

# I D E C 株 式 会 社 定 款

## 第 I 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、商号を IDEC 株式会社と称する。

英文名では、IDEC CORPORATION と表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具の製造ならびに販売
- (2) 制御機器および同装置の製造ならびに販売
- (3) 電子部品・デバイスの製造ならびに販売
- (4) 電気計測器および同装置の製造ならびに販売
- (5) 精密機械器具の製造ならびに販売
- (6) 一般機械器具の製造ならびに販売
- (7) 化学機械および同装置の製造ならびに販売
- (8) 電気工事の設計ならびに監督
- (9) 金型の製造ならびに販売
- (10) 情報サービスおよび調査業務
- (11) ソフトウェアの開発・製作ならびに販売
- (12) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (13) 有価証券の保有ならびに他会社に対する投資
- (14) 不動産の売買・賃貸・管理および駐車場の運営・管理
- (15) 前各号に関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)  
当社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (公告の方法)  
当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

第 5 条 (株式の総数・株式の消却)  
当社が発行する株式の総数は、1億5千万株とする。  
ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。

第 6 条 (自己株式の取得)  
当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第 7 条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)  
当社の1単元の株式の数は、100株とする。  
当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。

第 8 条 (単元未満株式の買増請求)  
当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。  
買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締

役会において定める株式取扱規程による。

第 9 条 (株式取扱規程)

当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取および買増請求の取扱、その他の株式に関する諸手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 10 条 (名義書換代理人)

当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取および買増請求の取扱、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (基準日)

当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。



### 第3章 株主総会

#### 第12条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

#### 第13条 (招集者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長が招集し、その議長となる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### 第14条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

#### 第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は委任状を総会ごとに提出することを要する。

#### 第16条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名なつ印または電子署名を行い、当会社に保存する。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第 17 条 (員 数)

当社の取締役は、7名以内とする。

### 第 18 条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### 第 19 条 (任 期)

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第 20 条 (役付取締役)

取締役会の決議をもって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

また、必要に応じ取締役相談役を選任することができる。

### 第 21 条 (代表取締役)

取締役社長は、会社を代表する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。

### 第 22 条 (取締役会の招集者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または、取締役社長が招集し、その議長となる。

会長または、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 23 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで開くことができる。

第 24 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名なつ印または電子署名を行い、当会社に保存する。

第 27 条 (報酬)

取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第 28 条 (員 数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

### 第 29 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

### 第 30 条 (任 期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

### 第 31 条 (常勤監査役)

監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

### 第 32 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

### 第 33 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第 34 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 35 条 (監査役会の議事録)

監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名なつ印または電子署名を行い、当会社に保存する。

第 36 条 (報 酬)

監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。

第 6 章 計 算

第 37 条 (営業年度および決算期)

当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、その末日をもって決算期とする。

第 38 条 (利益配当金)

利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に支払う。

第 39 条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配 (中間配当という。) をすることができる。

第 40 条 (利益配当金等の除斥期間)

利益配当金および前条の中間配当金については、当社がその支払いの提供をした日より満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

い  
社

昭和21年12月25日	制 定
昭和57年7月19日	全面改正
平成元年7月18日	一部改正
平成3年7月17日	一部改正
平成4年4月1日	付則削除
平成4年6月26日	一部改正
平成6年6月29日	一部改正
平成9年6月27日	一部改正
平成10年6月26日	一部改正
平成10年8月4日	付則削除
平成14年6月20日	一部改正
平成15年6月20日	一部改正
平成16年5月14日	一部改正
平成16年6月18日	一部改正
平成17年6月17日	一部改正

2005年11月 1日  
原本と相違ありません  
IDEC株式会社

代表取締役 船本俊之

